



平成18年5月19日

各 位

日 本 出 版 貿 易 株 式 会 社  
代表取締役社長 綾 森 豊 彦  
(JASDAQ・コード8072)  
問い合わせ先  
執行役員  
事業管理部本部長 天 内 健 一  
電話番号 03-3292-3751

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第65回定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成18年5月1日に「会社法および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律ならびに法務省令」(以下、「会社法等」という)が施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
  - ① 当社の定款に取締役会、監査役の機関を置く旨の定めや株主名簿管理人および株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされている事項を新設するものであります。
  - ② その他、会社法等で認められた単元未満株式の制限、取締役会の書面決議、株主総会等のインターネット開示についての規定を新設するものであります。
- (2) その他、会社法等にあわせた用語の変更を行うとともに、字句の修正ならびに条数の変更等、定款全般にわたり、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 当社は日本出版貿易株式会社 (英文ではJAPAN PUBLICATIONS TRADING CO., LTD.) と称する。</p> <p>第2条 (本店の所在地) 当社は本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第3条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記物品の輸出入及び売買並びにその問屋業、仲立業、代理業</p> <p>(イ) 書籍、雑誌、その他の刊行物</p> <p>(ロ) 映像及び音声ソフト</p> <p>(ハ) 事務機器、家庭用電気製品</p> <p>(ニ) 医療用具、スポーツ用品、日用品雑貨</p> <p>2. 出版物の刊行</p> <p>3. 映像及び音声ソフトの企画制作</p> <p>4. 学習教室の運営</p> <p>5. 不動産の賃貸及び管理</p> <p>6. 前各号の事業に附帯する業務 (新 設)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は2,400万株とする。</p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第3条 (目的) (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない時は東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>2,400万株とする。</u></p> <p>第7条 (自己株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条（<u>1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>）</p> <p>① 当社の<u>1単元の株式の数</u>は1,000株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）の数を表示した株券については、株式取扱規則に定める場合を除き、発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第8条（単元株式数）</p> <p>当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（第9条2項に移項）</p> <p>第9条（株券の発行）</p> <p>① 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>② 当社は、前項の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第10条（単元未満株式についての権利）</p> <p>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第8条（名義書換代理人）</p> <p>① 当社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び実質株主名簿（以下株主名簿等という。）並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</u></p>	<p>第11条（株主名簿管理人）</p> <p>① 当社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>第9条（株式取扱規則）</p> <p>当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第12条（株式取扱規則）</p> <p>当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会</u>の定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条（基準日）  <u>当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  <u>前項のほか、必要あるときは予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条（株主総会の種類及びその招集）  <u>株主総会は定時総会及び臨時総会の二種とし、定時総会は毎年6月、臨時総会は必要に応じ、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集する。</u>  <u>代表取締役社長支障あるときは取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>第12条（株主総会の議長）  <u>株主総会の議長は代表取締役社長これに当り、代表取締役社長支障あるときは取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第13条（株主総会の決議方法）  ① 株主総会の決議は法令に別段の定めある場合を除くほか、出席株主の議決権の過半数をもってする。  ② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p> <p>第14条（議決権の代理行使）  <u>株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。但し株主又は代理人は、株主総会の開催に先立ち代理権を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（定款第14条へ移項）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条（招集）  <u>当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u></p> <p>第14条（定時株主総会の基準日）  <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条（招集権者及び議長）  ① 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。  ② 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。</p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条（株主総会の決議方法）  ① 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。  ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条（議決権の代理行使）  <u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役、監査役及び取締役会</p> <p>第15条 (役員の数及び選任方法)</p> <p>① 当会社に取締役10名以内、監査役3名以内を置き、株主総会でこれを選任する。</p> <p>② 取締役及び監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行い、取締役選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第16条 (役付取締役、代表取締役)</p> <p>① 取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役1名、常務取締役若干名及び取締役相談役若干名を選任することができる。</p> <p>② 当会社を代表する取締役は2名以内とし、取締役会の決議をもってこれを定める。</p> <p>③ 代表取締役社長は取締役会の決議を執行し、社務を統理する。 代表取締役社長支障あるときは取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。</p> <p>第17条 (役員任期)</p> <p>① 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了し、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>② 補欠として選任された取締役又は監査役の任期は、退任した取締役又は監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 増員の為に選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第18条 (取締役会の招集)</p> <p>① 取締役会は代表取締役社長がこれを招集し、代表取締役社長支障あるときは取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。</p> <p>② 取締役会招集の通知は各取締役及び各監査役に対し会日より2日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第4章 取締役、監査役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数)</p> <p>当会社に取締役10名以内、監査役3名以内を置く。</p> <p>第20条 (選任方法)</p> <p>① 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>① 取締役会の決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役1名、常務取締役若干名及び取締役相談役若干名を選任することができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第22条 (任期)</p> <p>① 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 補欠として選任された取締役又は監査役の任期は、退任した取締役又は監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>① 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条（取締役会の議長）  取締役会の議長は代表取締役社長これに  当り、代表取締役社長支障あるときは取締  役会の決議によって、あらかじめ定めた順  位により他の取締役がこれに当る。</p> <p>第20条（取締役会の決議方法）  <u>取締役会は取締役の過半数の出席によつ  て成立し、決議はその過半数をもってす  る。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第21条（相談役）  1. 取締役会の推薦により相談役を置くこ  とができる。  2. 相談役は会社の業務について取締役会  の諮問に応ずる。  3. 相談役の任期は1年とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>第22条（営業年度）  当社の営業年度は毎年4月1日から翌  年3月31日迄とする。</p> <p>第23条（株主配当金）  ① <u>株主配当は毎決算期の最終の株主名簿  等に記載又は記録されている株主又は質  権者に支払うものとする。</u>  ② <u>株主配当金を受領することなく支払開  始の日より満3年を経過したときは会社  の所得とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>第17条の規定にかかわらず、平成14年5月  1日後最初の決算期に関する定時総会の終結  前に在任する監査役については、なお従前の  とおり任期は3年とする。</u></p>	<p>第24条（取締役会の招集通知）  取締役会の招集通知は、各取締役及び監  査役に対し、<u>会日の2日前までにこれを発  する。但し、緊急を要する場合は、さらに  この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第25条（取締役会の決議方法）  （現行どおり）</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略）  <u>当社は、会社法第370条の要件を充た  した時は、取締役会の決議があったものと  みなす。</u></p> <p>第27条（相談役）  （現行どおり）</p> <p>第28条（報酬等）  <u>取締役及び監査役の報酬、賞与その他の  職務執行の対価として当社から受ける財  産上の利益は、株主総会の決議によって定  める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>第29条（事業年度）  当社の事業年度は毎年4月1日から翌  年3月31日までの1年とする。</p> <p>第30条（剰余金の配当の基準日）  <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月  31日とする。</u></p> <p>第31条（配当金の除斥期間）  ① <u>配当財産が金銭である場合は、その支  払開始の日から満3年を経過してもなお  受領されない時は、当社はその支払義  務を免れるものとする。</u>  ② <u>未払の配当金には利息を付さない。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>

以上